

川崎市ウィークリースタンス実施要領

1 目的

本要領は、公共工事、設計業務等を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者相互の仕事の進め方として、1週間における相互ルール等をウィークリースタンスとして定め、計画的に公共工事、設計業務等の成果品の品質確保及び適正な業務執行を図り、より一層、魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的に、現場環境の改善に向けた取組を進めるものである。

2 対象業務

- ・川崎市建設緑政局及び各区役所道路公園センターが発注する建設工事（災害復旧工事及び維持工事等緊急を要する場合を除く。）
- ・川崎市建設緑政局及び各区役所道路公園センターが発注する設計業務、測量業務、地質調査業務（災害関連業務等及びその他緊急を要する業務を除く。）

3 取組内容

現場環境を改善するため、以下の項目について、受発注者相互で確認及び調整の上、取組内容を原則として3項目以上を選定し、実施する。

- (1) 月曜日を依頼の期限日としない（マンデー・ノーピリオド）
- (2) 水曜日は定時の帰宅に心掛ける（ウェンズデー・ホーム）
- (3) 土・日曜日に休暇が取れるように金曜日には依頼しない（フライデー・ノーリクエスト）
- (4) 昼休みや午後5時以降の打合せをしない（ランチタイム・オーバーファイブ・ノーミーティング）
- (5) 定時間際、定時後の依頼、打合せをしない（イブニング・ノーリクエスト）
- (6) 金曜日でも定時の帰宅に心掛ける
- (7) その他、任意で設定する取組（受発注者で合意した事項）

4 取組の進め方

- (1) 初回打合せ時に、受発注者間で上記取組内容について確認し、受発注者間で共有する。
- (2) 労働環境改善の取組みは受発注者で異なることから、柔軟性を持った取組みとする。

5 適用

本要領については、令和8年4月1日以降の入札公告案件から適用する。ただし、現在履行中の公共工事及び設計業務等においても、受発注者間の協議により準用できるものとする。